

法務委員會議録 第六号

昭和二十六年十月二十五日(木曜日)
午後一時三十九分開議

出席委員

委員長代理理事 押谷 富三君
理事北川 定務君 理事田嶋 好文君
理事猪俣 浩三君
鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君
花村 四郎君 古島 義英君
牧野 寛策君 眞鍋 勝君
山口 好一君 田万 廣文君
梨木 作次郎君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
檢察(法制意見) 位野木益雄君
見参事官

委員外の出席者

判事最高裁判 關根 小郷君
所民事局長 村 教三君
専門員 小 貞一君
専門員 小 貞一君

十月二十四日

国民身分登録証制定に関する陳情書
(東京都北多摩郡小金井町貫井六百
八十八番地高田文男)(第二四五号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

会社更生法案(内閣提出、第十回国
会附法第一三九号)

○押谷委員長代理 これより會議を開
きます。

会社更生法案について、昨日に引続
きます。章を追つて政府より説明を願

い、それについて質疑を行いたいと存
じます。

まず昨日行いました第一章及び第二
章について質疑が残つておりますの
で、第一章及び第二章についての質疑
を行います。梨木作次郎君。

○梨木委員 第三條の「外国人又は外
国法人は、会社の更生に關し日本人又
は日本法人と同一の地位を有する」と
ありますが、外国人といへば、申すま
でもなく自然人をさしているのだから
と思ひますが、これは念のために伺つ
ておきたいのですが、本法案は株式會社に
對する会社更生の措置を講ずる法案で
あります。ところが第三條には「外国
人又は外国法人は」とありますが、こ
の外国人といふのは、自然人について
もこの更生手續がやれるという趣
旨にも解釈できますが、これを明確に
していただきたい。

○位野木政府委員 第三條の外国人と
申しますのは、外国人が債権者または
株主としてこの手續に参加する場合に
日本人と同一の取扱をするという意
味でありまして、外国人である自然人
を対象として、更生手續の申立てをす
るということを認める趣旨ではござい
ません。

○梨木委員 ここで言う外国人とい
うのはどういふものをさしておるの
か。具体的にたゞは本法案では株式
會社だけに適用があるとなつておりま
すが、外国法人の中には會社としてい
ろいろな種類のものがあると思ひます
が、これをどういふように考えておら

れるのか聞きたいと思ひます。

○位野木政府委員 第三條の外国法人
は、株式會社に限らず外國において法
人と認められておりますその他の法
人、これがわが法律においてその存立
を認められる場合でありますれば、そ
の種類は限定しない趣旨であります。

これは自然人と同様、債権者または株
主としても参加し得るという場合であ
るわけでありまして、株式會社に限
らないという趣旨であります。

○梨木委員 外國法人は更生手續の申
立てはできるのですか、できないので
すか。

○位野木政府委員 できます。

○梨木委員 そうすると、日本の法人
は株式會社だけということになり、外
國法人に限つては、株式會社だけでは
なく、その他の法人もこの法案の適用
を受ける、こういうことになるわけ
であります。その通り解釈してよろし
いかどうか。

○位野木政府委員 外國法人も内國法
人も手続の対象となるものは、株式會
社またはその類形の形態を有するもの
に限るとありまして、申立人になる場
合は、これは株式會社に限らず、すべ
ての法人は日本法人も外國法人と同様
に申立てができるというわけでありま
す。

○梨木委員 そうすると、今私が具体
的に聞いたのでありますが、その点に
ついての答弁が具体的にやないので、
もつと明確にしたいのであり
ます。日本の法人については株式會社

だけが本法案の規定する更生手續の申
立てができる、こういうことになりま
すが、外國法人に限つては、株式會社
であるうと、その他の種類の會社であ
ろうと、本法案の更生手續の申立てを
することを認める趣旨でありますかど
うか。

○位野木政府委員 説明がちよつと不
十分なためであつたかと思ひますが、
申立てをするという場合には、會社み
ずからが申立てをするほか、債権者
として申立てをすることができ、
株主としても申立てをすることができ
ることになつております。そのみずか
ら申立てをする場合には、株式會社に
限るわけでありまして、これは外國法人
も内國法人も株式會社に限るわけであ
ります。債権者または株主として申立
てをする場合には、株式會社に限らな
い。この点も外内法人ともすべて同様
であります。その点においては區別は
ないわけでありまして、これで御了解
くと思ひます。

○梨木委員 外國といふのはどうい
う定義になりますか。外國法人の定義を
聞きたいと思ひます。

○位野木政府委員 外國法人と申しま
すのは、學說上いろいろ説がわかれて
いるようでござりますが、大体におき
まして、外國法に基いて設立された法
人といふふうに解釈してさしつかえな
いと考えております。

○梨木委員 そこで私はこれはよくわ
からないので教えていただきたいと思
ひますが、本法に基く更生手續の申立

ては株式會社に限る。ところで外國の
法人の中にも株式會社だとか、あるい
は合資會社だとか、また日本で言う有
限會社といふようないろいろ名称の
會社があると思ひますが、その
場合これははたして株式會社とい
う名前を使つてゐるかどうか、どうい
う点が非常に複雑であり、微妙だろ
うと思ひますが、そういう判定が
はつきりつきましますか。従つて外
國法人の中で、本法に基いて更生手
続の申立てができる會社といふのはこ
ういふものかといふことが明確にされ
ておらなければ、この点について實際
の運用上非常に混亂が起つて來ると思
ひます。この点について、大体
日本で本法案の適用を受けると想定さ
れる外國の株式會社には一体どうい
うものがあるかといふことの御説明を願
ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 外國の法人にはい
ろいろな形態のものがあるようでござ
いまして、中にはわが國の法人の形態
とひどくかけ離れてゐるようなものも
あるように聞いておるのであります
が、株式會社につきましては、少く
も文明國におきましては、大体本質に
おいてほとんど共通の要素を備えてお
る形態のものが存在してゐるようであ
ります。名称は各國とも違ふようであ
りますが、大体において株式會社と類
似の形態のものがあるようであ
ります。商法の四百八十五條の二に「外國
會社、他ノ法律ノ適用ニ付テハ日本ニ
成立スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル

会社「ト看做ス」というような規定がございまして、外国会社のうち株式会社と同種のもの、またはこれに類似のもの、これは日本の株式会社とみなされるということになっております。

○梨木委員 その第三條のように、外国人または外国法人に対して会社の更生に關し日本人または日本法人と同一の地位を與えるように一般的に規定してありますが、しかしその会社更生に關して日本人に対しても同じような待遇を與えておらない外国に對しては、この法の適用をしようとする考えであるのかどうか、これを伺いたいと思います。

○位野木政府委員 さようでございます。無條件平等主義を採用いたしております。相互主義ではございません。

○梨木委員 この第三條の適用にあたりまして、中国の法人はどういうふうに扱うつもりでいるのですか。

○位野木政府委員 もちろん外国人及び外国法人の中には、中国人及び中国法人を包含したすわけでありまして、ただ平和條約の成立まではまだほかの關係から問題が残つておるかと思へます。

○梨木委員 そうすると、中国の法人は今のところこの第三條の適用を受けないと解釈されるのですか。

○位野木政府委員 もちろんこの字句の中には当然包含されるわけでございますが、送達の問題とかいろいろございまして、現実にはあるいは障害があるのではないかと、いうことを申し上げたのであります。

○梨木委員 現実に送達等の關係で障害があるから、實際問題としては適用

できないが、原則としては適用するのである、こう解釈してよろしいですか。

○位野木政府委員 さように解釈してさしつかえないと思ひます。

○梨木委員 それからアメリカにおきましては、本法案のような会社更生に關する法律というものが實際存在しておるのかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○位野木政府委員 アメリカには会社更生手続と同様の制度が存在しているというふうに承知いたしております。

○梨木委員 そうすると、アメリカのいわゆる会社更生法におきましては、この第三條に規定したと同じような日本人並びに日本法人に對して同一の地位を與えておる規定がありますかどうか伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 ただいま手元に文獻を持ち合せておりませんが、アメリカにおきましては、たしか平等主義を採用しておるのではないかと思つております。

○梨木委員 この点はきわめて重大なことでありまして、今文獻がないから正確な答弁ができないとおつしやいましたが、これはお調べの上正確に御答弁を願ひたいと思つております。なぜならば日本人だけが今後いろいろな關係で、経済的なアメリカとの提携と云ふようなことがいわれておりますから、そうすればアメリカの会社と云ふん、日本にやつて来る。そうした場合には、アメリカの会社に對してはこの会社更生法の適用をしながら、その本元のアメリカの国内においては日本の法人が会社更生法の適用を受けておらないということになれば、これは非

常に重大なことでありまして、從つてこの点については、お調べの上明確に御答弁を願ひたいと思ひます。特にアメリカの各州についての扱い方を個別的に明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

それからその次にお伺ひいたしたいのは、この外国法人というのは、商法に於いて外国会社の取扱ひと同じように考へてよろしいかどうか、これをお伺ひいたしたい。

○位野木政府委員 はなはだ失礼ですが、ちよつと質問の趣旨がわかりません。

○梨木委員 それではこういうぐあい、に伺ひます。外国法人というのは、日本に支店あるいは營業所、こういうものを持つておる外国法人だけをさすのか、それとも單に日本と經濟的な關係のあるものだけをさすのか、こういう点を聞きたいと思つております。

○位野木政府委員 外國法人が他の株式會社を對象としたしまして更生手続開始の申立てをするには、日本に支店または營業所を持つておることを必要といたしますが、外國法人自身が更生されるというふうな場合には、これは日本に主たる營業所を有するといふ点が必要であります。ちよつと言ひ直します。外國法人自身が更生手続の對象となる場合におきましては、日本に支店または營業所を有することを要します。

○梨木委員 そうすると、この支店といふのは、商法の外國会社の問題と關連して来るわけなんです、これは登記しておることを條件とするのかどうか。單に支店と稱しておれば、それでよろしいのかどうか。まずその点を伺

いたいと思ひます。

○位野木政府委員 登記がなくてもさしつかえないと思ひます。

○梨木委員 それはどういふ理由によるのでしようか。登記がなくてもいいということになりますならば、これは何を基準に支店といふことを判定されるのか。そうすると、この限りにおいては商法の外國会社の適用をあまり嚴重に実行されないといふようにも理解されるのであります。その辺のところをもう少し詳しく聞きたいと思ひます。

○位野木政府委員 商法の四百八十一條によりますと「外國会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付會社ト連帶シテ其ノ責任ニ任ズ」云々といふ規定を置いております。この点における登記を欠くといふことは、この四百八十一條のような効果を生ずるわけでありまして、單に更生手続の申立てをするといふふうなことでありますれば、これはさしつかえないといふふうに考へるものであります。

○梨木委員 この四百八十一條から言つても、これは第三者が、登記をしておらなければその會社の存立を否認することができるとなつておるのでありますから、やはり公的な機關であるところの裁判所は、その申立てをされた場合に、當然これは取引の安全保護といふ点から、いろいろな観点からどういふ否認權を行使することも認めなければならぬし、そういう精神からいつても登記をしていないような會社について更生手続の申立てをする権

能を認めることは、取引の安全保護の観点からいつても非常に不都合であると思つておりますが、その点についての御見解をもう少し伺ひたいと思ひます。

○位野木政府委員 御指摘の点はごもつともでありまして、現実には登記のない外國会社につきまして手続を開始するといふことは、いろいろ障害が起るといふふうなことがある。ただ法律の建前からいふと、これはできないといふふうには言えないのじやないかと考へております。

○梨木委員 その点は政府の確定的な御見解なんですか。だとすると相當重要だと思つております。もう一度確かめておきます。

○位野木政府委員 そういふふうに考へておりますが、なお研究いたしたいと考へております。

○梨木委員 それから營業所でありまして、これも私はあまり知識がないので伺ひたいと思ひますが、これは支店はもちろんのことだから、營業所も何か届け出るとか何とかいう必要を條件としておるのかおらないのか、實際上營業所を設けてあればそれでよろしいという解釈なのかどうか。伺ひたいのであります。

○位野木政府委員 支店という名稱がつかなくても、營業所といふ實體を備えておればよろしい、同様に取扱ひべきもの、こういうふうに考へております。

○梨木委員 營業所の實體を備えておればよろしいといふのであります。看板だけ掲げて、ちよつと事務員の人がおつても、まあ營業所といへばいいないことではないと思つております。

が、この辺のところをもう少し、これが営業所であるということについての何か判定の基準のようなものをお持ちかどうか、そのところを伺いたいと思います。

○位野木政府委員 これは非常にデリケートな場合があると思っておりますが、商法あるいは破産法等におきまして、すでに営業所という言葉はしばしば用いられておるわけであり、この法律におきまして、これは別に特別の意義を持つものではなく、これらと同様の意義を持つものであるというふうに考えております。その基準と申しますが、これは個々の場合に認定すべきものではないかというふうに考えております。

○梨木委員 そこで聞きたいのでありますが、これから日米の間の経済関係というものは、非常に密接になつて来るといふようなことも考えられる。また政府はそういう方針をとつておりますし、そうなりますと、経済的には資本的に非常に強力なアメリカの会社、これに對して、かりにアメリカの国内において日本法人に對して第三條のような同一の地位を與えるという無條件平等主義をとつておるといたしましても、経済的に非常に強力な日本の会社の場合におきましては、もう経済的に參つてしまふ。そういうことから、ただちに日本において無條件平等主義をとるのだという建前で、日本の国内において強力なアメリカの会社—アメリカだけじゃありませんが、強力な外国の会社に對して、こういうような地位を與えるというのを必ずしも必要としないように私は考えるのであります。どうしてこういう規定を設けら

れたのか、この点についての理由を御説明願いたいと思います。

○位野木政府委員 御指摘のように、アメリカには経済的に有力な会社が多い。日本にはそれに比較すると、全体として規模の小さい会社が多いだろうというところは御指摘の通りであります。特にそのような事態があつたといつたしましても、アメリカの会社に對して特別の何か取扱いをする理由があるかどうか。これは格別ないのじやないかというふうに考えております。

それから外国法人に適用があると申しますが、外国法人の本店は外国にあるわけ、ただ営業所あるいは支店が日本にあつて、支店の方についても破産状態になつて、支店の方についても破産があつたという場合に、これをこちらの関係において解体してしまふといふことがありまして、そういう意味で日本の関係においてのみ解体するといふのでありますから、その点も御承知を願います。

○梨木委員 そこで聞きたいのでありますが、外国法人に對して更生手続の申立ての權利を認めるということになつておりますが、一本法の目的とするところの窮境にあるが、再建の見込みがある株式会社、こういう事実、また第三十條の「事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき」という事実を一体外国に本店を持つてゐる外国法人について、その正確な実情をどうしてつかむか、これを聞きたいと思ひます。

○位野木政府委員 外国法人の更生手続開始原因の有無の調査について、外国法人が内国会社のような方法と同様

な方法で容易にできるということは申せませんが、これは今日のような交通の発達した状態のもとにおきましては、不可能でないというふうに考えております。

○梨木委員 私は、本法案が実際に運営される場合において、この点が國民經濟にとつて非常に重要な關係を持つて来ると思ふのであります。だからもう少しこの点を掘り下げて聞きたいと思ふのであります。今あなたのは、簡単に、今日のいろ／＼な通信交通の關係からして、外国法人についての更生手続開始原因の調査もまあ可能なるようにおつしやいまして、しかし實際はこれは非常に困難だと私は考へる。たとえば、かつて満州へ日本人の一族組が行きまして荒かせぎをしたが、結局失敗をしたというやうな例がある。それと同じやうに、外国人が日本の国内に営業所の基準もきめないで、單に看板一つ出して事務員の一人くらいおる。しかしここで一族組で大恩恵をやりまして損をする、そういうやうな場合におきまして、これに更生手続の開始の權利を與えることによつて、日本の國民がこれからどういふ大きな犠牲を受けるかといふことを私は心配せざるを得ない。この点について、日本の國民經濟を保護するにどういふやうなお考えをお持ちかといふことを聞きたいと思ふのであります。

○位野木政府委員 外国人がふらつと日本へやつて参りまして、商売をやるといふやうな場合は、この法律によります。別に日本の国内に財産がないといふことでありますれば、こ

れは日本の国内としては何ともいたし方がないと思ひます。本國に訴えを起すとか何かの方法によらざるを得ないわけでございます。特にこの法律があるからどういふやうな關係ではないと思ひます。

○梨木委員 それはそうではないのであります。これは「窮境にあるが、なお再建の見込みのある株式会社」と書いてある。こういう理由で實は借金を踏み倒そうといふわけである。踏み倒そうといふと少し言い過ぎかもしれないが、實際借金の整理をやるうといふ。そこで、損をしてからつぽになつて引揚げてしまふのはそれはよろしい。しかし實際は、外国法人といつたら、その詳しい実情をつかむことが前提的に困難である。そういう困難なものであるだけに、この会社更生法を利用して、日本の国内におけるところの借金の踏み倒しをやりはしないかといふ点を私は心配する。特に今後どんな外国資本が入つて来る。また日本の資本家も外資導入といふことは盛んに努力してゐる。その場合に、第三十條の規定で事業の継続に著しい支障を来すといふやうなことで、外資の入つておる会社がこの会社更生法を適用いたしまして、これを使いまして、日本の国内におけるところのいろ／＼な負債を巧みに踏み倒すやうなことをやりはしないか、その心配がないかといふことを私は言つてゐるのです。一体実情をつかめますか。こういう点を私は聞きたいと思ふのであります。

○押谷委員長代理 梨木君に申し上げますが、質疑は十分盡されたといふ存じますが、でき得る限り重点的にやりたいと思ひますから、なるだけ議論にわた

らないようにお願いいたします。

○梨木委員 わかりました。では、重要なことを重点的にやります。

○位野木政府委員 外国法人について調査が困難を伴うといふことは言へるかと思ひますが、調査が行きわたらない場合には、これはわからないままに決定をするといふわけではございませんで、わからなければわかるまで審議する、そしてして処置するといふわけでありまして、その点は別にさしつかえない、運用さえよろしきを得ればさしつかえないといふふうに考へるわけでありまして。

踏み倒しという手段が濫用されないといふことであります。これは、もし愛いがあると思へば、内国法人についても同様の憂いがあるわけでありまして、これは、關係者の大多数が同意し、しかも裁判所が厳密なる法律條件を検討して判断するといふことでありますから、この点はその運用を信頼するほかはないと考へます。

○梨木委員 ところが外国法人については、日本の国内の財産についてだけこの効力を認めるということになつておりますが、これでは日本國民が非常に迷惑するやうなことになるはしないかと私は思ふのであります。これは、外国法人については、どうして日本の国内の財産についてのみこの適用を受けておるか。外国の、その国内における財産にまで効力を及ぼすやうなそれはまあ相当いろ／＼な問題があると思ひますが、どうしてこういう点を考慮しないのか、これから日本國民が非常に迷惑しやしないか、こういう点を聞きたいと思ひます。

○位野木政府委員 国内で開始したあ

象とする保全処分というふうなものは、これは直接の対象といたしておれません。

○梨木委員 それでは総括的に伺いますが、会社更生手続の申立てをする前の保全処分、あるいは申立てがあつた後におきましても、その労働組合が争議権を行使することには、何らの制約や制限を加えるものではない、こう解釈してよろしいですか。

○位野木政府委員 これは一般の労働法の適用を受けるというふうな考え方になります。

○梨木委員 その点は大事ですからもう少し正確にお伺いいたしますが、お答えを願いたいと思うのですが、それは本法の適用にあたりましては、労働法で定められているような労働組合の活動に対する制約はともかくとして、本法によつては、労働組合の持つておる労働法上の権利を制限し、禁止し、制約するというようなことはできないのだと理解してよろしいわけでありませんか。

○位野木政府委員 本法で労働組合法自体を制限しておるといふような点はないと考えております。ただ実態におきまして、会社が非常に悲惨な状態にあるという場合に、個々の労働協約の條項が文字通り適用されるかどうかというような問題はありますが、これは労働法の一般理論によつて解決するというふうな考えでおります。

○梨木委員 質問を終わります。

○押谷委員長代理 他に質問はございませんか。質問がなければ、第三章以下全文につきましての逐條御説明を承りたいと思ひます。

○位野木政府委員 それでは第三章以

下の概略の御説明を申し上げます。

第三章は、更生手続における最も重要な機関であります管財人について、その選任、会社の財産関係の訴訟についての当事者適格、職務執行の方法、注意義務等、基本的な事項について規定いたしております。なお管財人の職務権限等は、他の章において規定されておるものが多いことを御承知願います。

第九十四條、これは管財人に関する基本的な規定でございますので、説明申し上げますと、本條は、管財人の資格要件、その他管財人の選任について定めたものであります。管財人は、会社の業務及び財産の管理または更生計画の作成及び遂行に當るものでありますから、そのような職務を行うに適した、しかも利害関係のないものの中から選任すべきことを原則としております。ただ会社の取締役とか、大口債権者等を管財人に選任する特別の必要があるというふうな場合におきましては、例外を認めております。法人の中でも、信託会社や銀行には管財人として適当なものがございしますので、これも管財人に選任できることといたしてあります。またこれらの法人が管財人に選任された場合には、事務處理の責任を明らかにするために、代表者のうちから管財人の職務を行うものを指名して裁判所に届出させるというふうなことにいたしてあります。

次に第九十五條から第一百一條までは、管財人の職務執行の方法等について規定してありますが、これは説明を省略いたします。

第四章に移ります。第四章は、更生債権及び更生担保権の意義、更生債権

者、更生担保権者及び株主の権利並びにその届出、更生債権及び更生担保権の調査及び確定、代理委員の選任、相殺権等について規定いたしてあります。

第二百二條でございますが、これは更生債権の意義を定めたものであります。内容は大体和議債権等の例になつております。

次に第二百三條から第二百一一條まででございますが、これは更生手続開始前後にわたる権利関係、または数人の債務者のうちの一人について、更生手続が開始された場合等の更生債権について規定いたしてあります。詳細の説明は省略いたします。

第二百二條でございますが、これは更生債権及び更生担保権の弁済の禁止等について定めてあります。なお国税徴収法または国税徴収の例によつて徴収することができるとする請求権について、特別の例外を認めてあります。

第二百三條でございますが、これは更生債権者の参加の権利及び議決権等について定めたものであります。

次に第二百四條から第二百八條までは、議決権の額の算定の方法について規定いたしてあります。これも詳細の説明を省略いたします。

第二百九條、これは更生手続開始前に生じた一定の租税債権、及び会社の使用人の給料並びに預かり金、身元保証金の返還請求権等を共益債権として認めるといふふうにいたしまして、これらの債権の保護をはかつたものであります。特に給料債権等の保護については相当画期的な内容、意義を有するものと考えております。

第二百一一條でございます。本條は

更生債権のうちで劣後性を有するものを定めたものであります。

第二百二條、これは租税等の国税徴収法または国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権について、徴収権者の同意がなければ減免等の定めをすることができないというふうなことにいたしたわけであります。

第二百三條は更生担保権の意義等について規定いたしてあります。

次に第二百五條及び第二百二十六條、これは更生債権及び更生担保権の届出について規定いたしてあります。

次に第二百九條でございますが、これは株主がこの更生手続に参加することを規定したものであります。なお議決権についても規定いたしてあります。

次に第二百三條はその株式の届出について規定いたしてあります。

第二百三十二條は裁判所が届出のあつた更生債権、更生担保権及び株主権について、それ／＼更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作成して、一定の事項を記入すべきことを定めてあります。

次に第二百三十五條以下第二百六條までは、更生債権及び更生担保権の確定の手続について規定いたしてあります。これらはこの手続において実体的にその存在が規定されることになるわけでありまして、

次に第二百五十九條でございます。本條は更生債権者、更生担保権者及び株主の分類について規定いたしてあります。これらの権利者はそれ／＼その権利の性質及び利害の關係が異なつておりますので、これをここに掲げておりまするような組にわけて、更生計画案

について決議をさせることになつております。その決議のため及び計画案作成のために分類をすることと規定いたした次第であります。裁判所はこれらの分類を適宜変更することができらるわけでありまして、更生債権者と更生担保権者及び株主、これはそれぞれ別々の組にしなければならぬというふうになつております。

第六十一條でございますが、これは代理委員というものを規定いたしてあります。更生手続には多数の利害關係の異なる権利者が参加しまして、更生計画案の作成及び決議等のために、相互に折衝を行うようなことが多うございしますので、このような機関を設けまして、手続の円滑迅速な進行をはかることができるようにする趣旨であります。

第六十二條は社債権者に関する特別を定めたものであります。

第六十三條及び第六十四條、これは相殺権について規定いたしたのであります。原則として破産法で認められております相殺権と同様でございますが、ただその相殺を許す範圍が相当制限せられております。

次に第五章に移ります。第五章は関係人集會について規定いたしてあります。関係人集會は債権者、株主、その他の関係人の集會でありまして、更生手続開始後の会社の業務及び財産の管理並びに更生計画案について審議し、または更生計画案について決議する等の権限を有しております。本章はこの関係人集會の招集手続、期日及び議決権に関する事項等、関係人集會の通則的な事項を規定いたしてあります。本章の各條の説明は省略いたします。

次に第六章に移ります。第六章は更生手続開始後の会社の業務及び財産の管理、管財人等の一定の事項についての調査及び報告の義務、審査人の選任、更生計画書の作成から議決に至るまでの手続、共益債権等について規定いたしました。第百八十条から第百八十三条まで、これは管財人等が一定の事項を調査いたしまして、裁判所に報告すべき義務を規定いたしております。

第百八十六條に移ります。第百八十六條は管財人がない場合の更生事務の処理及びその責任について定めたものであります。この場合におきましては、会社は本来管財人の処理すべき事務である更生事務を処理すべき義務がありますので、裁判所の監督に服することといたしております。そうして注意義務を管財人と同様といたしております。注意義務違反の責任は会社自身のほか、任務を怠つた取締役も負うというふうなことになるかとあります。

次に百八十九條でございますが、これは更生手続中といえども、会社は原則として営業を継続すべきものであります。したが、特別の場合には許可を得て休止ができるというふうなことを定めたものであります。

第百九十一條は審査人について規定いたしております。審査人は会社が更生事務を処理する場合に、管財人を置くほどのこともないが、会社に更生事務の処理をまかせてしまうことも適当でないというふうな場合に選任するものであります。審査人は裁判所の命ずる事項を行うことになるわけであり、ただ管財人と異なりまして、会社の業務及び財産の管理をさせること

はできないというふうなことであります。

次に第百九十四條であります。本條は、更生事務の処理については法律知識を必要とすることが多いので、常設の法律顧問を置くことができるものとしたこととあります。法律顧問は費用の前払い及び報酬を受けることができることになっております。

次に第百九十五條及び第百九十六條でございます。これは第一回の関係人集会についての規定であります。第一回の関係人集会は更生手続開始後会社の今後の管理の方針を検討するための集会であります。

次に第百九十七條及び第百九十八條であります。これらの條文は更生計画書の作成及び提出について規定いたしましたものであります。管財人等は更生計画書の作成及び提出の義務があります。しかしながら更生債権者、更生担保権者及び株主はどのような義務はありませんが、任意計画書を作成して提出することはできるというふうなことにしております。なるべくよい案を求めるといふ趣旨であります。

次に第百九十九條及び第二百一條であります。これは更生計画書審議のための関係人集会について規定いたしましたのであります。

次に第二百二條は、裁判所は必要なき場合には、会社の業務を監督する行政庁等から意見の陳述を求めることができるといふふうなことを定めております。また第二百三條におきましては、更生計画案については労働組合等の意見を聞かなければならないというふうなことを定めております。これは計画案が使用人に重大なる利害関係を持つものであるからであります。

次に二百七條であります。これは提出された計画案が結局において認可できないようなものでありますれば、せつかく手続を進めてみてはどうかとあります。関係人集会の審理または決議に付さないでもよい場合を認めただけであります。

次に第二百八條であります。本條は更生計画案決議のための関係人集会の招集、及び関係人に対する更生計画書の写し等の送達について定めたものであります。案の写し等を送達することにしたし、事前に関係人に案の内容を知らせまして、決議に便利ならしめるようにする趣旨であります。

次に第二百十三條でございます。本條は更生計画書の可決の要件を規定いたしております。権利者の頭数は考慮しないことになっております。各組において、法定の額または数以上の決議権のある者の同意を得られれば可決は可決され、任意計画書を作成し、可決されたいことになりまして、しかしながら和議等の場合に比して可決の要件は緩和されております。清算を内容とする更生計画案というものがござい

ます。これは説明が落ちましたが、その場合には更生担保権者については全員の同意を要するというふうなことにいたしてあります。これは破産手続及び特別清算手続との均衡を考慮したものであります。

順序がいささか逆になります。第百九十九條に清算を内容とする計画案という規定がございまして、これは会社の維持継続を前提とする計画案でございなく、本来ならばこの手続を廃止して、あらためて破産手続あるいは特別清算手続等をやる必要があるわ

けであります。せつかく進めた手続をやめて、また別の手続に移すという手続のむだを省く意味で、この手続の内容において清算を内容とする計画書の作成もできるというふうな特別の場合を認めただけであります。これは更生手続開始当時は、もちろん企業の維持存続が可能であると認められた場合であります。手続の進行中に事情が急変いたしました、更生が困難な事態に立ち至つたというふうな場合の特別な措置を認めたわけでありまして、しかしながらそういうふうな場合におきましては、これは更生担保権者は破産等の場合に比して特に不利な立場に立たないよう全員の同意を要することとしたわけでありまして。

次に第二百十六條から第二百十八條であります。これは共益債権について規定いたしております。共益債権は破産の場合の財団債権に準じて認められたものであります。共益債権相互の間には破産と異なりまして特に順位を認めておりません。なおここに規定するものは、各條に特に共益債権とするという規定がほかに設けられておる場合がございまして、たとえば先ほどの使用人の給料等の規定であります。

次に第七章に移ります。第七章は更生計画の必要の及ぶ任意の条項並びに計画の条件に関する原則等について規定いたしております。第二百十九條、これは更生計画案に関する原則的な規定であります。本條は更生計画に関する総括的な規定でありまして、第一項は更生計画の必要の条項を規定いたしております。第二項は任意の条項を規定いたしましたのであります。任意の条項を定める場合におきましても、

特に重要な事項につきましては、一定の要件を具備すべきものとして計画の内容を明らかにさせ、またあわせて計画遂行の場合における商法その他の法令の適用の排除が可能なようにいたしてあります。たとえば新会社の設立というものを、更生計画案において規定したという場合におきましては、一定の要件を備える場合におきましては、商法の規定する会社設立に関する諸要件を備えなくとも、定款を作成して討議するという程度の簡単な手続で、新会社の設立はできるといふふうなことも規定いたしております。これは従前の債権者等とその債権にかえて新会社の株式を與えるという場合でございまして。

次に第二百三十四條に移ります。これはただいま申し上げました新会社設立についての計画書の記載事項の規定であります。第一項は更生債権者、更生担保権者または株主に對して、元の債権、株式等のかわりに、新しい株式を與える、これらの株主のみで新会社を設立する場合の要件であります。第二項はそれ以外の方法によつて新会社を設立する場合の要件であります。この場合におきましては、更生債権者、更生担保権者または株主に對して、新たに払込みもしくは現物出資をさせ、またはさせないでその株式を引受けさせる場合も含んでおります。たとえば従前五十円の額面の株式を持つておつた株主に対して、新会社の額面五十円の株式を二十五円だけ新たに払い込めば與えるというふうなことができるわけでありまして。なお計画においては新会社の取締役及び監査役の選任についても定めるべきものとしたのであります。

す。この計画において規定した新会社設立についての効果の規定は、二百六十七條及び二百六十八條に規定いたしております。

次に第二百三十六條でございます。

これは更生計画に關する重要な規定でありまして、更生手続に参加する権利者の権利は、その性質に差違があり、その差違を無視するときは、不当な権利の侵害を生ずるということもありますので、権利の性質に応じて必ず計画の條件に公正、衡平な差等を設けなければならぬことを規定いたしましたのであります。この順位を無視した計画、たとえば株主の権利を債権者の権利よりも有利に取扱うような計画は不適当でありまして、たとい可決されなくても裁判所はこれを認可することはできません。また第二項は、罰金、料料等の請求権及び租税等の請求権は、特別の性質を有するものでありますので、第一項の規定の適用がないことを明らかにしたのであります。

次に第二百三十七條、これは平等の原則について規定してあります。更生手続は各権利者が公正、衡平に満足を得ることを本質といたしておりますので、本條は、同じ性質の権利者に対する條件は原則として平等でなければならぬことを定めたのであります。しかしながら形式的に平等は、必ずしも實質的な衡平をもたらすものではございませんので、少額債権等については例外を認めることにいたしております。

次に第二百三十八條でございます。これは取締役及び監査役の選任等に関する計画の定めが衡平であつて、債権者等の一般の利益に合致するものでなければならぬということがいわれて

おります。

次に第八章に移ります。本章は更生計画認可の要件及びその効果、更生計画の遂行及びその遂行に關する他の法令の規定の特例、更生手続の終結等について規定いたしております。

第二百四十一條は更生計画認可の要件を規定いたしております。第一号から第三号までは一般的な要件でありまして、第四号及び第五号は特別な場合の要件であります。裁判所は可決された計画がこれらの要件を具備しているかどうかをあらためて審査いたしましたし、要件を満たしていることを認め、認可の決定をすることができま

す。ただ手続上ささいな欠陥があるような場合で、諸般の事情から見て、計画を認可しないことが不適当と認められるときは、認可の決定ができることといたしております。

次に第二百四十二條であります。本條は同意を得られない組のある場合の認可について規定いたしております。更生計画案について同意を得られない組がある場合でも、その組の権利者の権利を第一に掲げるような方法で十分保護してやるような場合には、その同意がなくても計画の認可をすることができるといふふうにいたしたのであります。第一項は計画案を関係人集会の決議に付して不同意の組があつた場合、第二項及び第三項は決議前に同意を得られない組が明らかである場合の規定であります。この規定はこれらの組の者の権利を保護しつつ、更生計画の成立を容易ならしめるようにした趣旨の規定であります。

次に第二百四十四條であります。本條は更生計画の効力はその認可の決定

のときに生じ、決定の確定を待つて発効するものでないことを明らかにしたものであります。確定を待つて効力を生ずることとしたものでは、計画の遂行に時宜を失うおそれがあるからであります。

次に第二百四十九條に移ります。本條は更生債権等の免責等について規定いたしております。この免責等の効力を認めましたのは、更生後の会社の法律関係を明確にし、かつ更生を容易にするためであります。届出のなかつた債権とか、届出があつても異議のあつた債権で確定手続をとらなかつたようなものは、会社は認可決定があつた後はその債権の弁済をする責任がなくな

るわけでありまして、罰金等の請求権及び租税の一部につきまして例外を規定いたしましたのは、罰金につきましては性質上免責を許さないものであるからでありまして、租税の一部、これは脱税犯が後に発覚したというような場合の特別の場合でございまして、そういうふうな場合には免責を認めない。これは不適当であるからであります。

次に第二百五十一條であります。これは更生債権及び更生担保権について、届出をして一定手続がなされた場合に初めて更生計画による権利のわけ前をもちえるということにいたしましたわけでありまして、和議なんかと違ひまして、参加しないものには権利が認められないわけでありまして、

それに反しまして第二百五十二條におきましては、株主につきましては届出をしなくても計画において認められ

は株式の性質上、この届出の有無によつて取扱ひを異にすることは不適当であると認められるからであります。

次に第二百五十四條であります。これは更生手続開始によつて中止した破産手続等の執行について規定いたしたものであります。

第二百五十五條は、更生計画遂行の責任者について規定いたしております。第二項は管財人がなく会社による遂行が適当でない場合に、計画の遂行に当らせるために整理委員を選任することができるとしたものであります。

第三項は、計画遂行の確實迅速を期するために管財人等に発起人または設立委員の職務を行わせることとしたものであります。また第四項は、調査委員及び管財人に関する規定を整理委員に準用したものであります。

第二百五十六條におきましては、更生計画の遂行について裁判所は必要な命令をすることができ、こう定めてあります。

次に第二百五十七條から第二百六十九條までは、これは先ほど申しましたこの計画案の遂行についての商法等の規定の特例を定めたものであります。これによつて計画の遂行が簡易迅速にできるようにいたしましたものであります。

次に第二百七十條であります。本條は更生計画の定めによりまして新らしく更生される会社または新らしく設立される会社の株主または債権者となつた者が、権利者となつてから三年間も何らの請求をして来ないというふうな場合には、これはその権利を失うというふうなことにいたしました。従来の

権利関係を整理して、会社または新会社の更生を容易ならしめるようにいたしましたものであります。

次に第二百七十三條から第二百七十七條までは私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律すなわち独禁法の特例その他他の法令の特例について規定いたしております。特に申し上げたいのは第二百七十七條の税法の特例であります。本條は更生手続に關する税法の特例を認めたものであります。

第一項は新会社の租税債務の承継について規定いたしております。また第二項は会社の事業年度の特例を規定いたしております。第三項に至りまして、これは更生計画による会社の更生を容易ならしめるために租税の軽減をはかつたものであります。更生手続によりまして会社財産の評価がなされた場合、あるいは更生手続によつて会社の債務が消滅したというふうな場合には、本来ならばこれは益金として算入されるわけでありまして、この場合におきましてはこれを従前の繰越し損金の限度においては益金と見ないというふうなことをして、更生を容易ならしめるような措置をとつたものであります。これはせつかく更生計画において債務をうんとまけてやつたところ、その大半を税金にとられるということでは困るといふようなことが考えられるからであります。それから第四項、これは法人税の中間申告等に関する規定の特例であります。法人につきましては、六箇月ごとにごさいますか、中間申告というものを義務があることになつておりますが、更生手続中はそのような義務を課さないというふうなことにいたしましたわけであり

ます。次に第五項及び第六項であります。これは更生手續に関する一定の登記及び登録についての登録税の減免について規定いたしております。第五項の場合には登録税を全然課さないわけです。第六項の場合にはこれは軽減するわけです。これも更生を容易ならしめるための処置であります。

次に第二百七十九條であります。更生計画の変更については本條は規定いたしてあります。更生計画の認可決定後のもとはよりその計画の変更を許さないのが原則であります。が、経済事情の変動等によりまして、やむなくその計画を変更しなければならぬような場合も生じないとは限らないわけであります。本條はこのような場合に計画の変更を許しまして、計画の瓦解による手続のむだを省くことができることとしたものであります。

計画の確定な遂行をはかるために、計画の遂行が終了した場合または計画遂行の見込みが確定した場合には、初めて更生手続終結の決定をすべきものとしたしております。従前の手続等と異なりまして、手続の内部におきまして計画の遂行をすべきものとしたのであります。この二項は準用規定であります。本條の第一項はその趣旨を明らかにしたものであります。

次に第九章に移ります。第九章は更生手続の廃止について規定いたしております。決議に付するに足りる更生計画案が一定の期間内に提出されない場合、または更生計画案が関係人集会において可決されない場合、また会社が届出をしたらすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完全に返

済することができるような状態になつた場合、こういう場合は稀有だと思ひますが、万一そういうふうなことがあつた場合とか、あるいは計画認可決定後におきまして、計画の遂行の見込みがないことが明らかになつたような場合、こういうふうな場合には、もはや更生手續を続行する必要がございませんで、手續を廃止すべきものといいたしたのでございます。個々の條文の説明は省略いたします。

委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問及び管財人代理に対する報酬、また更生債権者、更生担保権者、株主、代理委員及び代理人に対する報酬金等について規定いたしました。管財人等につきましては、その職務と責任にふさわしい報酬を與えなければならぬといふやうなことを特に規定いたしております。十分な報酬を與えて、十分な働きをせしめらうといふやうなことを期しておるわけです。また更生債権者またはその代理人等が、その本来の立場以上に更生手続に盡力して、その人の努力のために会社の更生ができた、更生計画が成立したといふやうな場合におきましては、特にそのやうな人にも会社から報償金を與えるといふやうな規定にいたしましたのであります。

次に第十三章であります。これは更生手続に関する罰則について規定いたしましたのであります。各條の説明は省略いたします。

以上で概略の御説明を終わります。

○押谷委員長代理　本日はこの程度にいたし、明後日午前十時三十分から委員会を開催いたします、参考人より

意見を聴取いたしたいと存じますから、委員各位におかれましては定刻に御参集を願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会